

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第20回）議事録

第1 日時 平成24年3月1日（木） 10時30分～11時25分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、井手 秀樹、斎藤 聖美、
新町 敏行、高橋 伸子（以上6名）

（2）臨時委員（敬称略）

根岸 哲（以上1名）

（3）専門委員（敬称略）

菅谷 実（以上1名）

（4）総務省

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、
安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、
木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、
大村 真一（料金サービス課企画官）、中沢 淳一（番号企画室長）

（4）事務局

藤江 研一（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第3 議題

（1） 携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方【平成23年5月25日付け 諮問第1215号】

（2） 災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方【平成23年10月4日付け 諮問第1216号】

開 会

○山内部会長　それでは、ただいまから、第20回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、委員及び臨時委員6名が出席しておりますので、定足数を満たしております。なお、審議事項の説明のため、後ほど、菅谷専門委員にご出席いただくことになっております。

また、本日の会議は公開で行います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は2件でございます。

議 題

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方【平成23年5月25日付け 諮問第1215号】

○山内部会長　まず初めに、諮問第1215号、「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」について審議いたします。

本件は、昨年12月20日火曜日開催の当部会におきまして、電気通信番号政策委員会から報告書の提出がございました。当部会は本報告書を一部修正の上、答申（案）という形で昨年12月23日金曜日から1月23日月曜日までの間、意見招請に付しました。また、寄せられた意見を踏まえまして、引き続き委員会において検討していただきました。

本日は、委員会の主査代理であります相田委員から、委員会での検討結果の概要を報告していただき、その後、詳細につきまして事務局から説明いただきたいと思います。

それでは、相田委員からご報告をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○相田部会長代理　それでは、電気通信番号政策委員会の主査代理としての立場から、「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」につきまして、これまで調査、検討してまいりました結果の概要についてご報告させていただきます。

本件につきましては、M2Mサービスをはじめとする今後の携帯電話の需要増加にし

っかりと対応するため、携帯電話に新たに070番号を開放する等の電話番号数の拡大策や、利用者利便の向上の観点などから、PHSと携帯電話間の番号ポータビリティを導入することなどを中心として、これまで検討を行ってまいりました。先ほど、部会長から既にご紹介がございましたけれども、本件の検討に際しましては、昨年12月20日のこの部会におきまして答申（案）を取りまとめた後、12月23日から1月23日までの間、意見募集を行いました。その後寄せられたご意見等を踏まえまして、2月2日に電気通信番号政策委員会を開催いたしまして、意見に対する考え方等につきまして、さらに調査、検討を行いました。検討の結果、お手元にございます答申（案）、並びに答申（案）への意見に対する考え方（案）を委員会の検討結果ということにすることといたしましたので、詳細につきましては事務局から説明いただけるということでございますので、お願いいたしたいと思えます。

○山内部会長　　ありがとうございました。

　　続きまして、詳細について事務局よりご説明をお願いいたします。

○中沢番号企画室長　　お手元の資料20-1-2に基づきまして、答申（案）に対する意見募集において提出された意見と、電気通信番号政策委員会において取りまとめたいただきましたこれに対する考え方（案）ということで、ご説明させていただきたいと思えます。

　　まず、総論的な意見でございます。

　　意見1でございますけれども、携帯電話の番号に070を採用することは移動体通信番号として識別しやすく、連続性が担保される観点からも賛同する。また、携帯電話・PHS間の番号ポータビリティ導入は、ユーザーの利便性向上、通信市場の活性化等、サービスの向上が期待されるということで、答申（案）に賛成のご意見として承っております。

　　意見2でございますけれども、携帯電話市場の純増傾向が続くことを前提として、総務省の政策において、番号の不足が生じないよう抜本的解決を図るとともに、迅速に新たな番号を指定できるための方策・道筋を示すことが必要というご意見で、答申（案）に示してございますけれども、携帯電話の番号需要については今後も増加していくものと考えられる。総務省においては、携帯電話の番号不足が生じないよう本答申（案）において示された番号の拡大策に向けて適時適切に取り組むことにより、新たな携帯電話の番号指定を行っていく必要があるとしてございます。

次、2ページ目でございますけれども、第1章は、携帯電話番号の将来需要についてでございます。

意見3でございますけれども、携帯電話のデータ専用端末と音声用端末の2台持ち、あるいはM2Mサービスの利用により携帯電話の番号需要が増加していくという意見。

それから意見4でございますけれども、必要な番号容量、導入時期を早急に決定する考え方に賛成ということで、いずれも答申（案）に賛成のご意見として承るとしてございます。

意見5でございますけれども、前段の携帯電話番号の将来需要に対する意見については先ほどの考え方2に同じでございますが、通信さえ行えれば識別子が電話番号である必然性はないというご指摘でございますけれども、通信用途など、M2Mサービス等に利用される電話番号について、答申（案）に示したとおり、新たな識別子を含めた国際標準化の動向等を踏まえて今後検討を行う必要があるとしてございます。

第2章は、M2Mサービスへの専用番号の割当てについてでございますけれども、意見6につきましては、先ほどもございましたが、国際標準化の検討、新識別子の普及の動向を注視すべきとの答申（案）に賛成するというので、賛成のご意見として承るとしております。

また、意見7でございますけれども、LTEサービスの開始により、新たな需要、サービスが創出されることが予測されるため、引き続きM2Mサービスの動向を注視することが必要というご意見でございます。答申（案）に示してございますけれども、次、4ページでございますが、国際標準化や普及の動向を踏まえて検討を行う必要があり、総務省としてもそうした動向について引き続き注視する必要があるとしてございます。

意見8でございますが、現時点でM2Mサービスの需要を踏まえた専用番号を創設するなど、国際競争上不利益とならないよう努力すべきというご意見でございますけれども、答申（案）に示したとおり、携帯電話の番号を使用しているM2Mサービスに対して別体系の専用番号を付与することになりますと、既存の利用者への影響を考慮する必要があります。需要の急激な増加が今現在生じていない中では、新たな識別子の導入も含めて、今後の検討課題としたところでございます。なお、国際競争上不利益にならないよう努力すべきというところに関しましては、3GPP等の会合において我が国の関係事業者も参加し、検討が進められているところでございますので、我が国が競争上不利にならないよう、総務省としても引き続き注視していく必要があるとしてござい

す。

意見9でございますが、こちらは通話用と通信用で使用する番号帯を切り分けたほうがいい。具体的には、通話機能を有する端末は090、080、通信専用には070という形にしてはどうかというご提案でございますけれども、現在、既に090、080はデータ通信専用端末でも利用されており、当該利用者への影響を考慮しますと、これらを早期に070に集約することは困難でございますので、070を専用番号とするのではなく、090、080、070において十分な番号容量を確保することが適当であるとしてございます。

意見10でございますが、M2Mの識別子に関するご意見でございますが、既存の電話交換機を利用する前提であるならば「#」及び「*」を利用することを提案ということでございますけれども、既存の電話番号を利用する場合は「#」、「*」を利用すべきとのご提案については、今後の参考とさせていただきたいとしてございます。

続いて6ページでございます。第3章の携帯電話の電話番号の指定方法の変更等についてでございますが、現在、その指定に当たって用いている算出式に、実態に即した値を使うことで、番号数の指定を緩やかにするという変更についてでございますけれども、意見11でございますが、指定方法の変更については賛成。急激な需要増については定義を明確にし、事業者間で差異がないように明確な基準のもとに運用されるべきというご意見でございますが、答申（案）に賛成のご意見として承りまして、予想を上回る急激な需要増については効率的に対応できる算出方法を検討する必要があるとしてございます。また、運用に当たってはご指摘のとおり、基準を明確にする必要があるとしてございます。

意見12でございますが、指定方法の変更については賛成、番号枯渇対策として有効ということで、賛成のご意見として承るとしてございます。

意見13は、新たな番号帯を早期に開放する施策を優先することが重要だというご指摘でございますけれども、この意見に対しましては、7ページでございますが、答申（案）に示したとおり、現在想定される平成26年初頭よりも番号不足の時期が早まる可能性も否定できないため、ネットワーク改修等に必要な期間を考慮しますと、指定方法の変更を行って既存の番号の有効利用を図る必要があるとしてございます。

続きまして、090-0番号の携帯電話への開放についてでございます。

意見14でございますけれども、指定方法の変更を優先させることに賛成。しかしな

から、090-0を使う場合にも一定期間の準備が必要であり、余裕をもって090-0利用を前提とした計画とすることが妥当というご意見でございますけれども、まず、指定方法の変更を優先すべきとの意見につきましては、賛成のご意見として承るとしております。090-0の利用につきましては、指定方法の変更を行ってもなお新たな0A0番号の導入に必要な改修等の対応が間に合わず番号が不足する場合において、090-0番号の開放を行うことが適当であるとしてございます。

続きまして8ページでございます。意見15でございますけれども、こちらは090-0番号の開放は、番号枯渇時期が早まった場合においては有効ということで、答申(案)に賛成のご意見として承るとしてございます。

意見16、意見17とも、090-0の指定に関するご意見でございますけれども、いずれも、考え方14に同じとしております。

続きまして、9ページでございます。第4章、携帯電話に070番号を開放するという点でございます。

意見18でございますけれども、030、040を残しておくことについては賛成。新たな0A0としては060のほうが望ましいというご意見でございますけれども、まず、030、040を確保しておくことについては、答申(案)に賛成のご意見として承るとしてございます。060につきましては、答申(案)に示しましたとおり、050IP電話等が使われるサービスということも考えられますので、この060番号の中で利用可能なサービスの間に違いが生じるということがございますので、これを開放することは適当でない。なお、将来的に070が逼迫した際には、改めて検討が必要となる可能性はあるとしてございます。

意見19でございますけれども、こちらは賛成ということで、移動体通信で使われている番号でもあることから070が望ましいということで、賛成のご意見として承るとしてございます。

意見20でございますが、070が選択された理由は番号の連続性、それから、次のページになりますけれども、0A0番号の有効利用と理解。ただし、万一070で不足が生じた場合は、連続性のある060を使用する。M2Mの需要が相当程度大きいと予測された場合は、070-0等の番号を14桁使用することを提案ということでございますけれども、まず、070の開放につきましては答申(案)に賛成のご意見として承るとしてございます。それから、将来の060の割当て、あるいはM2Mサービスへの

070-0等の割当ての提案につきましては、今後の参考とさせていただきたいとして
ございます。

意見21につきましては、070は適当であるということで賛成のご意見として承り
ます。

それから、意見22でございますけれども、ネットワークへの影響という点ではどの
0A0についても生じるわけでございますけれども、070を他の0A0よりも優先さ
せる記載にすべきではない。070番号固有に生じるネットワーク改修を明確化すべき
というご意見でございますけれども、答申（案）におきまして、ネットワーク改修が必
要になるといった点に関して、特に070を優先すべき理由としているということでは
ございません。また、070を開放する際も、携帯電話とPHSを識別するための改修
が必要になりますけれども、他の0A0を開放した際に生じる改修コストと比較しても、
特段の大きな差は生じないと考えられるとしてございます。

続きまして、意見23でございますが、030、040を開放する、それから、無線
呼び出しサービスが終了した時点で020も開放するというご意見でございますが、0
30、040については、答申（案）に示しましたとおり、将来のM2Mサービス等の
新たなサービスの需要に備えて、未利用番号として確保することが適当であるとしてご
ざいます。それから、020番号に関する提案につきましては、今後の参考とさせてい
ただきたいとしてございます。

続きまして、070番号の開放に伴う事業者対応でございます。

意見24、選択中継サービス、これは00XYを携帯電話の番号の前につけて、固定
発携帯着で割安なサービスを受けられるものでございますけれども、利用者側で必要と
なる対応につきまして、総務省と関係事業者が連携し、適切な周知広報を行うことが必
要というご意見でございますが、答申（案）に示したとおり、次のページでございま
すが、携帯電話を識別して00XYをつけて発信するという周知が必要であるというこ
と、これに関しまして、総務省と関係事業者が連携し、適切な周知を行うことが必要で
あるとしてございます。

意見25でございますが、未利用の030、040を優先することが望ましい。具体
的な実現方式や費用の扱いについては、携帯電話事業者の利用する番号枯渇への対応に
起因するものだという事を踏まえた検討が必要というご意見でございますが、030、
040を望ましいとする意見につきましては、既に考え方23で述べたとおりでござい

ます。また、070開放に当たって生じる費用についてでございますけれども、従来、ネットワークの改修については自網自己負担の原則により行われてきたことも踏まえつつ、公平な費用負担となるように、関係事業者も含めて速やかに取り組んでいく必要があると考えるとしてございます。

意見26でございますが、070の開放について賛成ということで、賛成のご意見として承るとしてございます。

意見27でございますが、携帯電話とPHSの識別性が問題になる場面が想定されることから、総務省において注視することを要望する。また、070の指定は平成26年初頭を待たずに早期に対応できる環境を整えるといったご意見でございますけれども、携帯電話とPHSの識別につきましては、考え方24に同じでございます。それから、070を早期に開放するという意見につきましては、引き続き携帯電話の番号の利用状況を注視しつつ、利用者への周知、ネットワーク改修について、関係事業者も含めて速やかに取り組む必要があると考えるとしてございます。

意見28でございますが、SMSなどPHSで利用できない携帯電話のサービスがあるというご指摘でございますけれども、070-C、4桁目で識別するという点についてしっかりと周知を行うことにより、現在、約7,000万番号が未指定となるところでございますので、070を開放することが適当であると、答申（案）に示したとおりとしてございます。

意見29、こちらは利用者保護の観点でございますが、まず070開放に賛成ということで、利用者保護の観点から070-C、4桁目で識別する、この点について周知する必要があるということで、賛成のご意見として承るとしてございます。

意見30につきましては、番号ポータビリティを実施したときの識別のご意見でございますので、次のページにございますが、これは後ほど、番号ポータビリティの考え方のほうで示してございます。

意見31、通話や電子メールなど、表面上のサービスが似通っているとしても、PHSは携帯電話と異なる特長を有していることを無視してはならないというご意見でございますが、PHSは医療機関で多く利用されている、あるいは災害時に繋がりやすいといった特徴を有しているところでございますが、これらの特徴が電話番号による識別に影響を与えるものではございませんので、識別方法をしっかりと利用者に周知することによって、070を利用者で共用する場合で問題になる可能性は少ないと考えるとして

おります。

続きまして、070開放の時期でございますけれども、意見32、まず070番号を先行して携帯電話に開放し、070-Cで識別することは妥当ということで、賛成のご意見として承るとしてございます。

意見33についても、可能な限り早期に070開放という意見でございますので、賛成のご意見として承るとしてございます。

意見34、それから35につきましては、既出の考え方でご説明させていただいておりでございます。

続きまして、第5章、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入についてでございます。

意見36でございますが、賛成ということで、円滑な導入が可能となるよう、関係事業者において十分な配慮をお願いするというご意見でございます。こちらは賛成のご意見として承りまして、なお、関係事業者は番号ポータビリティ導入を円滑に進めるため、その技術的仕様やコスト等について早期に明らかにし、効率的に事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当であるとしてございます。

意見37でございますが、携帯電話及びPHSは市場画定において同一市場とするべき。今後、様々な規制やガイドラインにおいても統一的な整理がなされることを要望するというご意見でございますけれども、本答申（案）は、競争評価の枠組みの観点から市場の画定を目的として行っているものではなく、16ページでございますけれども、番号ポータビリティの議論の過程で、利用者から見たサービス内容等について整理を行い、携帯電話とPHSは基本的なサービスで大きな違いがないとしたものでございます。なお、総務省の「電気通信事業分野における競争状況の評価」においては、従来から、移動体通信領域において携帯電話とPHSを同一市場として分析しているところでございます。様々な規制等においても統一的な整理がなされるよう要望するというご意見につきましては、今後の参考とさせていただきたいとしてございます。

意見38ですが、通信市場の活性化等も期待できる観点から、番号ポータビリティに賛成ということで、賛成のご意見として承るとしてございます。

意見39でございますが、答申（案）にございます「間接的な便宜」のところを削除すべきというご意見、また、番号ポータビリティの導入についてデメリットを具体的に示して深く掘り下げるべきというご意見でございますけれども、考え方のところで、携

携帯電話とPHS間の競争が進展し、番号ポータビリティを直接利用しない利用者に対しても間接的な便益が生じる可能性があるということで、導入によるメリットを示した部分でございますので、記述の重複等はないということで考え方を示してございます。また、導入によるデメリットにつきましてですが、利用者が電話番号から携帯電話とPHSを識別できなくなる、あるいは選択中継サービス等が引き続き利用できるようネットワークの改修等が必要であるといった具体的な課題を示して検討したものでございまして、識別性を確保するための課題解決を図った上で、番号ポータビリティ導入を行うことが適当としたものでございます。

意見の40、17ページでございます。現状の番号ポータビリティの問題点の改善を優先して行うべきというご意見でございますけれども、携帯電話事業者間において、利用者のニーズ等を踏まえ、サービスの改善について引き続き検討されることが望まれるとしてございます。

意見41でございますけれども、既存のPHS事業者が番号ポータビリティに対応することが料金競争につながるという指摘は必ずしも当たらない。また、携帯電話のほうに災害耐性があることが法令上で確保されているとも言えるというご意見でございますが、前段のご意見につきましては、考え方39で示したとおりでございます。また、携帯電話のほうに災害耐性があるという部分のご意見につきましては、答申（案）におきましては、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入し、移転手続の簡素化が図られることによって、災害時等につながりやすいことを理由にPHSへの移転を希望する者にとって選択しやすい環境がもたらされるという点を述べておりますので、技術的な側面から携帯電話よりPHSが、次のページでございますが、災害時に強いとしているものではないとしてございます。

意見42でございますが、ナンバーポータビリティが導入されたときに電話番号からPHSか携帯電話かを判別することは不可能であるというご指摘でございますが、電話番号から識別できないという点はそのとおりでございますけれども、PHS側において、固定電話等からの発信の際に携帯電話とPHSが識別できる仕組み、識別音等でございますけれども、これらの周知を行うことにより利用者保護を図ることが適当であるとしてございます。

意見43でございますが、どの課題が解決されれば携帯電話とPHSのナンバーポータビリティを導入するのか、その明確化が必要というご指摘でございますけれども、答

申（案）におきましては、導入に当たっては、選択中継サービスをはじめとする各種サービスに基本的にはPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話とPHSの識別性に関する混乱が生じないことを条件としているところでございます。そのため、関連する主要な事業者におきましては、左側の意見のところにあります、①の選択中継サービス等、それと③の発信者がPHSへの着信だということが識別できる仕組みの導入につきまして、導入時までに対応することが求められるとしてございます。また、②のPHSとSMSの相互接続でございますけれども、導入時までに対応することが望ましいが、携帯電話間でも番号ポータビリティの導入後にSMSの相互接続が実施されておりますので、この点につきましては、導入後早期には対応することが求められるとしてございます。

意見44でございますが、携帯電話・PHS間の番号ポータビリティについて、過度に経済的負担がないことを前提にする必要があるという点でございます。考え方でございますけれども、現在、携帯電話間で番号ポータビリティが行われており、新たに参加を希望するPHSを含めて、過度な経済的負担は生じないものと考えられる。また、答申（案）に示しましたとおり、選択中継サービス等をPHSに対応するというところでございますけれども、この部分につきましては、技術的に困難だという意見はございませんで、過度な経済的負担とならない限り対応することが求められるということで、サービスを継続的に提供することが困難となるような例外的な状況を除いて、番号ポータビリティ導入が円滑に行われるよう、調整等に取り組むことが適当であるとしてございます。

続きまして、20ページでございますが、意見45、携帯電話とPHSのサービス差分の縮小につきましては、既に考え方43に示したとおりでございます。

意見46は、既存のACR機能付き電話端末の改修を行うことは不可能であるというご意見でございますけれども、これを改修することは確かに不可能でございますが、手動によって00XY番号を発信することができることを周知することで、対応可能でありますので、その必要性を述べてございます。

意見47でございますが、識別のための信号音、音声の利用方法について整理が図られるべき。また、料金設定を行う事業者の見直しを迫られる特段の事情はないというご意見でございますけれども、固定電話等から携帯電話への発信において携帯電話事業者を識別する仕組みの導入について検討を要するというところで、今後、PHSを含めて整

理を行う必要があるとしてございます。それから、料金設定の見直しに関するご意見につきましては、料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めること、また、現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当としてございます。

意見48は、賛成のご意見として承るとしております。

また、意見49につきましては、ただいまの識別音の関係ですので、考え方47に同じでございます。

21ページでございますが、公正競争の確保ということで、意見50、番号ポータビリティの導入は、特定の事業者間だけではなく全携帯事業者同時の実施とすべきというご意見でございますが、特定の携帯電話事業者との間だけではなく、すべての携帯電話事業者との間で実施されることが適当。なお、可能な限り同時に導入が行われるよう、調整が図られることが望ましいとしてございます。

22ページにまいりまして、意見51、52、53につきましては、公正な競争環境が整備されることが重要、あるいは全社による導入、全社一斉の導入といったご意見をいただいております、答申（案）に賛成のご意見として承るとしてございます。

意見54も、特定の事業者間での番号ポータビリティの導入に関するご意見でございますので、答申（案）に示してございますが、特定の事業者が有利な条件により番号ポータビリティが行われることがないよう、競争中立的な仕組みとすることが求められるといったことを記述しております。

意見55でございますけれども、これは携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入の条件ということでございますので、考え方43に同じとしてございます。

意見59につきましては、答申（案）に賛成のご意見として承るとしてございます。

意見60は、番号ポータビリティの導入はPHSサービス終了時点とするというご意見でございますけれども、PHS事業者から要望があったことを前提として、利用者利便の向上の観点から導入することを適当としたものでございますので、PHSサービスの終了を前提とするものではございません。

第6章、電気通信番号の指定要件の在り方につきましてですが、これは番号の指定をする際に第一種指定電気通信設備との直接接続を要件としているものについて、一の事業者の網を介した間接接続を認めるというものでございますけれども、いずれの意見61、62、63とも、賛成のご意見ということで承るとしてございます。

「おわりに」ですが、意見64、PHSサービスを終了とするものであれば番号ポータビリティに反対するというご意見でございますけれども、これは考え方60に示したとおりでございます。

以上でございます。駆け足の説明となり、まことに恐縮ですが、説明は終わらせていただきます。

○山内部会長　　ありがとうございました。一部説明が抜けたところがありましたけれども、各自ご覧いただくということにして、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○根岸臨時委員　　お願いします。

○山内部会長　　どうぞ。根岸臨時委員。

○根岸臨時委員　　携帯とPHSの番号ポータビリティの導入というのは、答申、あるいは意見にもありましたように、基本的に適切な競争という観点から望ましいと思います。いろいろなところを書いてあって、最後のところにも書いてありますが、携帯電話とPHSの識別性を確保する措置により携帯電話との識別を図るということで、利用者の混乱が生じないことを最終的な導入の条件としていると。関係事業者を含めて適正な対応が求められるというふうに締められているんですけども、これは関係事業者にボールを投げているのでしょうか。あるいは、これはもう既に検討がなされていて、こういうことが十分に予測できるということを前提にしているのでしょうか。ここのところが重要であると思っておりますけれども。

○相田部会長代理　　これは事務局からお答えいただけますか。

○中沢番号企画室長　　番号ポータビリティの実現という、この答申を検討していただく過程で、事務局といたしましても各事業者の意見等を聞いておりますが、この辺の調整を今後進めていただくということで承知してございます。したがって、具体的な、いろんな細かい仕様でありますとか、コストとか、検討する課題がございますけれども、基本的に番号ポータビリティに向けて必要な調整が進んでいくものと期待しておりますし、また、総務省としても、答申の中にもございますが、必要な調整の場等を通じて、この辺の取組を促進していきたいと考えております。

○山内部会長　　よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございますでしょうか。どうぞ、高橋委員。

○高橋委員　　M2Mサービスに関して、意見と質問を申し上げたいと思います。

パブコメのほうでは3ページから5ページのところで、意見5から10のところでしょうか、そこに考え方は示していただいて、それに反論があるわけではないのですけれども、M2Mで割り当てられている電話番号に関して、ユニバーサルサービス基金との関係がどうなっているのか、この辺が議論されたのかということをお伺いしたいと思います。

現在、M2Mサービスのために付与されている番号を私も2つほど持っておりますけれども、これはご意見にもありましたように、電話番号は本来必要ないと思いますし、それが固定電話の利用減とはほとんど関係がないにもかかわらず、事業者が負担している料金が我々利用者に転嫁されているという問題があるわけで、ここがどうなのかというのがご質問です。納得感が薄いなと思っているわけです。

他方、これがユニバーサルサービスの対象から急に抜けることで、サービス料の負担に深刻な影響が出るのも困ります。現在、M2Mがどのぐらいユニバへの影響度としての占有率を持っているのか。それから、今後に関しては、いろんな資料を見ても、10年後の予測値でも5倍ぐらい違ったり、この答申の中でも明らかに示されていません。専用番号や国際標準化の動向との関係もあると思うんですが、ユニバ基金への影響がございまして、このあたりについて教えてください。

○山内部会長　これは、どうでしょう。

○相田部会長代理　じゃ、とりあえず私のほうから。

現状では、M2Mの番号と普通の携帯電話の番号と特に、全く区別しておりませんので、現状M2Mに使われている電話番号もユニバーサルサービスの負担はしているものと思います。それで、具体的な数がというのは、逆に区別していないもので正確なデータがないんですけれども、報告書本体で通信モジュールの契約数という数で、500万という数字が出ておまして、もう少し多いものと思いますけれども、これが急にやめたからといってものすごく大きなインパクトがあるという数値までは、まだ今のところは行っていないかと思っておりますけれども。今も、高橋委員もおっしゃいましたように、今後のM2Mの伸びというのはほんとに予測がつかないところで、その番号の中でもそこがどれぐらいまで行くのかがよくわからないと。

それから何遍かございましたように、じゃあ、M2Mサービスだけ桁増したらいいんじゃないかというご意見もあるんですが、現時点でほんとに14桁の番号にネットワークが耐えられるのかということについても、あまりはっきりしない。どうも、今の時点

で14桁まで増やしちゃうのは難しいよだということもわかっておりまして、ただ、これからどんどんLTE、IP化されていくに従って、そういうこともできるだろうという流れを追っかけながら、対応を見ていくのかなと思っております。M2M番号をユニバーサルサービスの対象から外すのかということにつきましては、今回全く検討しておりませんが、これはもし検討するのであれば、おそらくユニバーサルサービス委員会のほうでご検討いただくことになるかなと思っておりますけれども、事務局のほうから何か特にございますでしょうか。

○大村料金サービス課企画官　ユニバーサルサービスの観点から、相田先生にご説明いただいたとおり、現在データ通信だけ可能な場合であっても、ユニバーサルサービスの負担額算定の対象となる番号数に含まれております。これは先生のご説明の繰り返しですが、電気通信番号という観点からは、音声通信だけ可能なかどうか、データ通信だけ可能なかどうか、そういう区別はなくユニバーサルサービスの負担金の額を算定するに当たっても、特に区別をしていないのが現行制度の考え方ということです。今後どうするのかについてご議論いただく可能性があると思いますと、ブロードバンドアクセスについてユニバーサルサービスとしてどう考えていくのか等々、検討すべき課題というのがありますので、そういう中で必要に応じてご検討いただければと考えております。

○山内部会長　よろしいですか。

○高橋委員　ありがとうございます。500万ということであれば、今の時点では影響力は少ないと思いますが、答申の6ページにあるように、今後10年間で10億契約に達するということがあると相当な影響力ですので、適切なタイミングに検討することを望みます。

○山内部会長　ご意見として伺いたいと思います。

そのほか、どうぞ。

○井手委員　基本的にこのパブリックコメントというか、意見を聞いて、090、080の番号が不足しているということで、一般の利用者からすると070を開放するというのは至極当然みたいな感じを受けるんですけども、このパブリックコメントを見ると、通信事業者のいろんな思惑がこういうパブリックコメントに出されているということで、070も将来的には不足するということが予想されるわけですから、今後の番号数の拡大については、やはりきちんとした方向性を示していくことが事業者の混乱も避

けることができるでしょうし、費用の最小化というのも図ることができるだろうと。今回、070を開放することで、ナンバーポータビリティの話も出てきているわけなので、やはり今後の番号数の拡大ということに向けては、きちんとした方向性とか指針を示していくことが必要なんではないかという感じがいたします。

以上です。

○山内部会長　ありがとうございます。これについては、いかがですか。よろしいですか。

○相田部会長代理　先ほどの繰り返しになりますけれども、先日、携帯電話の契約数が明らかに日本人1人1台を超したということが報道されておりましたけれども、ですから、人の利用というのはこれからは少なくとも徐々に頭打ちになってくるのかなと。ただ、ガラケーと言うんでしょうか、従来型の携帯とスマートフォンの2台持っているとかいう人も増えておりますので、その手のものもこれから伸びるかもしれませんけれども、やはりこれからの大宗を占めるのはM2Mだろうというところで、これにつきましては繰り返しになりますけれども、M2Mで使う番号の世界的な標準化動向ですとか、ほんとの需要予測ですとか、逆にネットワークのほうもIP化される中でもって、何けたの電話番号に耐えられるのかという状況を眺めつつ、適時適切に決めていきたいかなということでもって、現時点でどういう番号体系があるべきというのをさっと決めるのはなかなか難しいかなと考えております。

○山内部会長　よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご意見がないようでしたら、今ご意見をいただきましたが、本件につきましてはお手元の答申（案）どおり答申したいと思います、いかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

○山内部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方【平成23年10月4日付け 諮問第1216号】

○山内部会長　　続きまして、諮問第1216号、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」について審議いたします。

本件は、昨年12月20日火曜日開催の当部会で、ユニバーサルサービス政策委員会から報告書の提出がございました。当部会は本報告書を一部修正の上、答申（案）として12月23日金曜から1月23日月曜までの間、意見招請に付し、寄せられた意見を踏まえ、引き続き委員会で検討していただきました。

本日は委員会の主査であります菅谷専門委員から、委員会での検討結果の概要を報告していただき、その後、詳細について事務局から説明していただきたいと思っております。

それでは、まず菅谷専門委員からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菅谷専門委員　　それでは、私から「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」につきまして、これまでユニバーサルサービス政策委員会において審議を行った概要について、ご報告いたします。

今ご紹介がありましたように、本件につきましては昨年10月4日に総務大臣より諮問を受けたものでございます。その後、10月から12月にかけてユニバーサルサービス政策委員会を合計3回、電気通信事業政策部会との合同ヒアリングを1回開催いたしまして、精力的に議論を続けてまいり、答申（案）を取りまとめ、12月20日に開催されました電気通信事業政策部会、本部会に報告いたしました。

電気通信事業政策部会ではこの答申（案）を意見募集に付すとされまして、昨年12月23日から1月23日までの間、意見募集が行われました。その後、寄せられたご意見を踏まえ、2月14日にユニバーサルサービス政策委員会におきまして、さらに議論、検討を行いました。その検討の結果が、お手元でございます答申（案）への意見及びこれに対する考え方（案）、並びに答申（案）でございます。これを当委員会の検討結果とすることといたしました。

詳細につきましては、総務省より説明をお願いいたします。

○山内部会長　　ありがとうございました。

続きまして、詳細について事務局よりご説明をお願いいたします。

○大村料金サービス課企画官　　まず、答申（案）への意見及びこれに対する考え方について、資料20-2-2をご覧ください。ご提出いただいた意見は4件、KDDI株式会社、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル株式会社連名

でのご意見、通信産業労働組合及び個人でした。以下、順次ご意見とそれに対する考え方の案をご説明させていただきます。

まず1ページをご覧ください。第1章、「はじめに」について。

意見1、東日本大震災によって通信手段が制限された状況を踏まえ、通信手段の備えについて検討したことは有意義という賛成のご意見です。

続きまして、災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方に関する基本的な考え方について、意見2、公衆電話を災害等緊急時における重要な通信手段としての位置づけるべきという賛成のご意見です。

意見3は、公衆電話の有効活用においては必要以上の負担増加をもたらさないように配慮すべき。また、安易に利用者に対しユニバーサルサービス料が転嫁されないよう、総務省が今後の制度見直しの際に規制することが必要というご意見です。このご意見の後段につきまして、2ページで、ユニバーサルサービス制度に基づく負担金は、受益者負担の原則に基づき、接続電気通信事業者等が負担する仕組みであり、当該事業者等がそれを内部吸収するか、利用者に負担を求めるかについては、事業者等の判断において決定されています。現時点でこうした仕組みを改める事情変更が生じているものではありませんが、今後の参考のご意見として承りますとしております。

次に、常設の公衆電話に関する取組について、意見4です。避難所や災害対策拠点となるすべての公共施設、機関への設置をNTT東西に義務づけるべきというご意見です。これについては、避難所等となるすべての公共施設へ第一種公衆電話を設置する場合には、ユニバーサルサービス制度に基づく補填額が増額となりますが、平時における常設の公衆電話の利用状況から見ると、必要以上の負担の増加をもたらすことになると考えられます。答申（案）にあるように、災害等緊急時における公衆電話の重要な役割については、既存の常設の公衆電話及び今後取組が期待される特設公衆電話によって果たされることを期待しますとしております。

次に、特設公衆電話に関する取組として、避難所やコンビニエンスストア等への特設公衆電話の事前配備は重要という賛成のご意見をいただいております。

次に、公衆電話の利用に関する利便性の向上のための取組についてのご意見です。

3ページをご覧ください。意見6は、利用者の利便性を向上させる取組として、答申（案）の方向性に賛同するという賛成のご意見です。

意見7は、設置端末ごとの通話料収入、トラフィックの情報なども開示すべきという

ご意見として、これについては今後のユニバーサルサービス制度見直しの際の参考のご意見として承りますとしております。

意見8は、公衆電話、特設公衆電話の設置場所情報の公開を急ぐとともに、自治体等が作成する防災マップへの反映が必要という賛成のご意見です。

意見9は、総務省は各都市別に公衆電話の設置台数を公表し、500メートルメッシュの地図上で公衆電話の位置を示すべきというご意見です。これにつきましては、まず事実関係として、第一種公衆電話の設置台数については、ユニバーサルサービス制度に係る情報提供の1つとして、NTT東西において、都道府県別及びMA別の設置台数が開示されています。その上で、答申（案）で、常設の公衆電話の具体的な設置場所はこれまで公開されていませんでしたが、平時の利用者の利便性の向上、災害等緊急時の備え等のため、その設置場所を公開すること、その際には地図の形式にする等の工夫をすることを提言していますとしております。

意見10は、公衆電話の設置場所周知にウェブページの活用を提案しているが、電話もウェブも持たない人たちへの配慮が重要というものです。これにつきましては、答申（案）では、防災マップ等に常設の公衆電話の設置場所を掲載することは住民等による災害等緊急時への備えに資するものであることを踏まえ、NTT東西においては自治体等の公的機関からの要望があれば、積極的に常設の公衆電話の設置場所に関する情報について、その利用に資するような形で提供することが望ましい旨を提言しており、こうした取組を通じて、電話やウェブ環境を有さない方の利便性が向上することを期待しています。また、こうした公衆電話の設置場所の公表の取組を行っていることについて、答申（案）にある公衆電話に関する利用者への周知について、あわせて周知を図っていくことが望ましいと考えますとしております。

意見11は、NTT東西は、特設公衆電話の発信者番号が非通知であることによる支障を解消すべく、答申（案）が示す対策を速やかに実施すべきという賛成のご意見です。

意見12は、常設の公衆電話の設置場所に無線LANの基地局を設置することについて、今後も継続して検討を深めるべきというものです。これにつきましては、5ページで、常設の公衆電話の周辺で無線LAN環境が整うことは、災害等緊急時における常設の公衆電話の有効活用等に資するものと考えられますが、公衆無線LANサービスは多くの事業者等によって公衆電話の周辺に限らず提供され、その範囲も拡大していることから、答申（案）では事業者等の取組を見守ることが適当としているところです。今後

の電気通信事業者の積極的対応を期待しますとしております。

意見13は、公衆電話の効率的運用のために、新たな電話機の開発を期待するというものです。これにつきましては、公衆電話については、通信回数等の減少、収支における損失の計上が継続している中で、費用の増加を伴う新たな電話機の開発等を行うことは困難とも考えられますが、関係の電気通信事業者において今後もさまざまな工夫が凝らされることによって、利便性の向上が図られることを期待しますとしております。

次に、第3章の災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方を踏まえたユニバーサルサービス制度の在り方に関するご意見です。

まず意見14ですが、答申（案）において「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と示されたことは適切という賛成のご意見です。

意見15は、公衆電話維持のための費用を、利用者だけでなく電気通信事業者、関連企業や行政なども負担すべきというご意見です。これにつきましては、ユニバーサルサービス制度は、地域通信市場の競争の進展により、NTT東西のコスト負担のみではその提供を維持することが困難となり、国民の利便性の確保が図られないおそれがあることから、NTT東西の通信設備に接続すること等によって受益する他の電気通信事業者にも、応分の費用負担を求めることを制度導入の趣旨としているものであるため、現在の負担事業者の範囲は適当であると考えますとしております。

次に7ページをご覧ください。意見16は、災害等緊急時における事業者間の接続料精算について、関係事業者間の協議により事前に一定のルールを整備することは重要という賛成のご意見です。

意見17は、第一種公衆電話の県内市外通信については、現状の補填対象を継続することが妥当という賛成のご意見です。

次に、意見18は、特設公衆電話の扱いについて、特設公衆電話をユニバーサルサービスの対象とすべきというご意見です。それにつきましては、答申（案）にもあるとおり、特設公衆電話については、NTT東西の取組が緒についたばかりであること、費用負担の在り方についてさまざまな考え方があること等から、まずはNTT東西における自主的な取組として進められることが適当と考えますとしております。

最後に、「おわりに」についてご意見をいただいております。

まず、意見19が、NTT東西においては、どの機能をいつまでにIP網に移行し、

PSTNやメタル回線を廃止する計画なのか、具体的に情報を開示することが不可欠というご意見です。これにつきましては、昨年の12月20日付けの別の答申におきまして、NTT東西が公表した概括的展望に関して、今後も適時適切なタイミングでNTT東西よりさらなる情報開示が行われることが適当である旨示しているところとしております。

最後に、意見20として、ユニバーサルアクセスを含めた今後のユニバーサルサービスの在り方について、早期に結論を得るために議論を開始すべきというものです。これにつきましては、答申（案）にもあるとおり、ユニバーサルサービス制度については、時宜に応じた適切な制度の在り方について不断に検討を行うことが求められていると考えており、ご意見は今後のユニバーサルサービス制度見直しの議論に対する参考のご意見として承りますとしているところです。

以上のご意見を踏まえて、答申（案）については特に修正するところはありませんが、データ等について2点、修正させていただいております。資料20-2-1の答申（案）をご覧ください。2ページの注の1で、東日本大震災における被害の状況についての数字を最新のものに修正しております。また14ページの注の57で、関係の事業者におけるサービスの提供条件に一部変更がありましたので、それを反映する修正をしております。

以上です。

- 山内部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
- 相田部会長代理　　1点よろしいでしょうか。
- 山内部会長　　どうぞ。
- 相田部会長代理　　考え方13に関連して、公衆電話ではなくて、いわゆる特設公衆電話のほうに当たるのかもしれませんが、今回の東日本大震災のときに、携帯事業者さん各社が避難所に携帯電話を持ち込んで無償提供された携帯電話の中には、普通の電話機型で受話器を持ち上げてやるようなタイプの携帯電話というのもございましたので、ここの考え方に含めるべきかどうかということについてはありませんけれども、もしあれでしたら、この個人の方にそういう情報をお伝えしてもいいのかなと思いましたので、ご参考までにご紹介させていただきます。
- 菅谷専門委員　　ありがとうございます。

○山内部会長　そのほか、いかがでございましょう。ほかに意見はございませんでしょうか。それでしたら、ほかに意見がございませんようでしたら、本件につきましてはお手元の答申（案）のとおり答申したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

（「はい」の声あり）

○山内部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応についてご説明を伺えるとのことですので、どうぞよろしく願いいたします。

○桜井総合通信基盤局長　総合通信基盤局長でございます。

本日は「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」、それから「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」、この2件について答申をいただきました。山内部会長はじめ、部会の先生方、あるいは委員会の委員の先生方におかれましては、大変精力的なご議論をいただいたということで、改めて御礼申し上げたいと思います。

前者につきましては、本日のご議論でもございましたように、M2Mのこれからの進展でありますとか、あるいはスマホ等の急速な拡大に伴う2台持ちといった携帯電話分野における電話番号の拡大に対応した方向づけというのをいただいたと理解しております。また後者につきましては、特に災害時における特設公衆電話を含めます公衆電話の在り方について、改めて位置づけを明確にさせていただいたと理解しているところでございます。

この答申を受けまして、総務省といたしましても関係省令の整備、あるいは本日のご議論にもございましたけれども、事業者間協議の促進といった必要な措置を講じてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

閉　　会

○山内部会長　ありがとうございました。それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かご発言があれば承りますが、よろしゅうございますか。

事務局から何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

次回の電気通信事業政策部会につきましては、別途決まり次第、事務局よりご連絡をいたします。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。